

議案第170号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和2年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
L第1357号線	124 23	6 00	さいたま市緑区大字 三室字北宿2369 番9地先	さいたま市緑区大字 三室字北宿2361 番5地先	
12902号線	59 46	4 00	さいたま市北区本郷 町1295番5地先	さいたま市北区本郷 町1301番1地先	
12903号線	71 39	4 00	さいたま市北区盆栽 町314番3地先	さいたま市北区盆栽 町313番3地先	
12904号線	81 75	4 00	さいたま市北区今羽 町388番14地先	さいたま市北区今羽 町388番6地先	
12905号線	51 83	4 00	さいたま市見沼区大 字風渡野字往還下西 276番6地先	さいたま市見沼区大 字風渡野字往還下西 277番3地先	
32948号線	68 82	5 00 ~ 6 00	さいたま市西区大字 指扇字向1326番 3地先	さいたま市西区大字 指扇字向1370番 1地先	
32949号線	165 83	4 00	さいたま市北区日進 町三丁目566番3 地先	さいたま市北区日進 町三丁目557番1 地先	
32950号線	62 30	4 00	さいたま市北区日進 町三丁目906番地 先	さいたま市北区日進 町三丁目570番1 地先	
41707号線	116 12	4 00	さいたま市西区大字 佐知川字後谷903 番1地先	さいたま市西区大字 佐知川字後谷904 番1地先	
41708号線	46 94	4 00	さいたま市大宮区三 橋二丁目301番1 地先	さいたま市大宮区三 橋二丁目301番4 地先	